

<氏の変更許可>

1 概要

やむを得ない事情によって、戸籍の氏を変更するには、家庭裁判所の許可が必要です。

やむを得ない事情とは、氏の変更をしないとその人の社会生活において著しい支障を来す場合をいうとされています。

なお、父又は母が外国人である者（戸籍の筆頭者又はその配偶者を除く。）で、外国人である父又は母の氏を称する場合にも家庭裁判所の許可が必要です。

※ 離婚に際して婚姻中の氏を選択した方で、旧姓に戻す「氏の変更」を希望する方は、本説明の末尾にある参照1をご覧ください。

2 申立人（申立てができる人）

- ・ 戸籍の筆頭者及びその配偶者
- ・ 父又は母が外国人である者（15歳未満のときは、その法定代理人が代理します。）

3 申立先

- ・ 申立人の住所地の家庭裁判所となります。
- ・ 申立人の住所地が東京都内の場合の申立先は、次のとおりです。

(申立人の住所地)	(申立先)
東京23区内、三宅村、御蔵島村、小笠原村	東京家庭裁判所（本庁）
八丈町、青ヶ島村	東京家庭裁判所八丈島出張所
大島町、利島村、新島村、神津島村	東京家庭裁判所伊豆大島出張所
上記以外の市町村（多摩地区）	東京家庭裁判所立川支部

申立人の住所地が東京都以外の場合の管轄については、[裁判所ウェブサイトの裁判所の管轄区域](#)をご覧ください。

※ 国外にお住まいの方が氏の変更を申し立てる場合の申立先については、本説明の末尾にある参照2をご覧ください。

4 申立てに必要な費用

- ・ 収入印紙・・・800円
- ・ 連絡用の郵便切手・・・500円×2枚、84円×5枚、10円×3枚、5円×2枚
(合計1460円分)

※夫婦共同申立ての場合は、500円×2枚、84円×1枚、5円×1枚を追加

5 申立てに必要な書類

- ・ 申立書 1 通・・・【申立書】・【申立書記載例】を参照
- ・ 申立人の戸籍謄本(全部事項証明書) 1 通
- ・ やむを得ない事情を証する資料

※ 同一戸籍内に 15 歳以上の者が記載されている場合には、この者の同意書が必要となります（筆頭者の氏が「〇〇」と変更されることに伴い、自分の氏も「〇〇」と変更されることに同意する旨の記載があり、日付、署名、押印をしてある書面を適宜の書式で構わないので、作成して添付してもらうことになります。）

※ 戸籍謄本等は 3 か月以内に発行されたものを提出してください。

※ 事案によっては、このほかの資料の提出をお願いすることがあります。

注 申立書の記載や資料の提出方法については、別紙「**申立てや答弁書の住所の記載について**」及び「**調停・審判手続において提出する書類について**」をお読みください。

注 家事事件手続（審判、調査等）においては、録音・録画・撮影は禁止されています。

参照1 <婚姻前の両親の氏に戻る手続きをご希望の方へ>

離婚の際に、婚姻中（元の夫又は妻）の氏を称する届け出をした方が、婚姻前の両親の氏に戻るためには、「氏の変更許可」という家庭裁判所の許可が必要です。

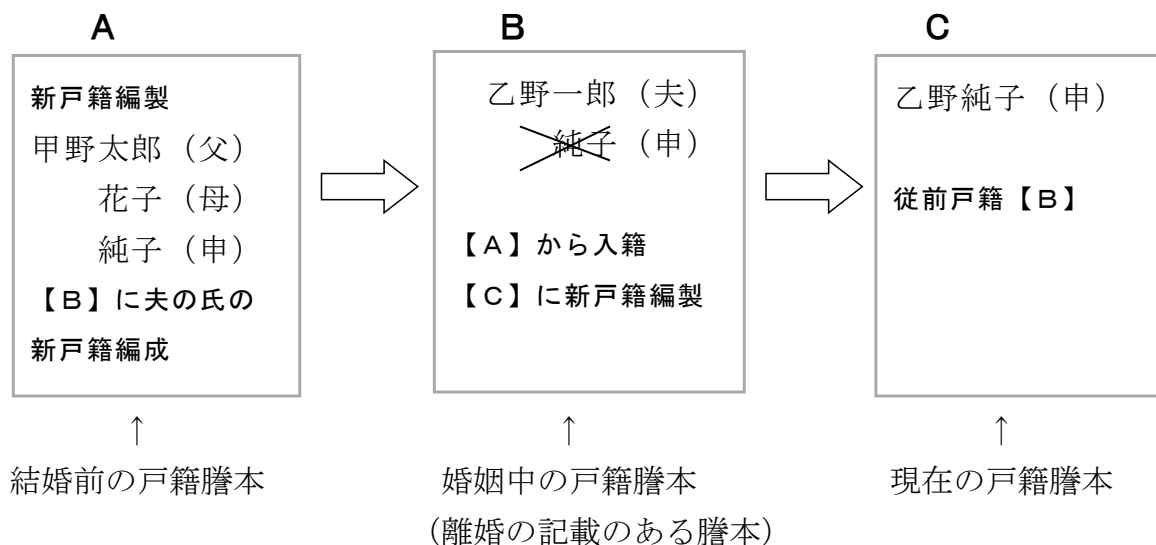
必要な書類

- 1 結婚前の戸籍謄本（親と一緒にの戸籍）
- 2 婚姻中の戸籍謄本
- 3 現在の戸籍謄本
- 4 申立書1通・・・【申立書】・【申立書記載例】を参照

※ 上記1～3の戸籍（除籍、改製原戸籍を含む。）が全て連続している必要があります。結婚離婚が複数回の場合、転籍、戸籍の改製等があった場合は、更に戸籍が必要になりますのでご注意ください。

※ 連続しているというのは、それぞれの戸籍謄本にどの戸籍から来たかという記載があり、かつ、各戸籍謄本に、申立人の記載があることです。

【イメージ図】



参照2 <国外にお住まいの方が氏の変更を申し立てる場合の管轄裁判所について>

1 従前日本に住んでいて、国外に住まいを移された方については、日本に住まわれていた最後の住所地を管轄する裁判所が担当することになります。

例えば、東京都立川市にお住まいになられていた方が、結婚等を機会にアメリカに転居され、現在アメリカにお住まいの場合には、東京家庭裁判所立川支部が担当することになります。

2 日本に一度も住まわれたことがない方については、東京家庭裁判所が担当することになります。

申立書や答弁書の「住所」の記載について

東京家庭裁判所

申立書や答弁書に記載すべき「住所」とは

「生活の本拠」のことを指し、氏名と相まってあなたを特定するとともに、審理を行う管轄裁判所を定める基準のひとつとなります。

現在生活している場所が一時的な滞在場所に過ぎない場合や、生活している場所が複数存在する場合などは、具体的な生活実態等を踏まえて、あなたが「生活の本拠」に該当すると思われる場所を記載してください。もっとも、そのように記載された住所であっても、裁判官の判断により「生活の本拠」と認められない場合があります。

名所旧跡など「生活の本拠」とはおよそ考えられない場所を記載することはできません。

ただし、あなたやあなたのご家族が社会生活を営むのに著しい支障が生じるおそれがある場合、**申立書等**には、相手に知られてもよい住所（例：夫婦間の事件における同居時の住所、実家等の過去の生活の本拠）を記載することができます（もっとも、裁判官から、現在の住所の申告を求められることがあります。）。

上記太字の場合、以下に説明する申立書や答弁書の非開示希望や当事者間秘匿の手続は不要です。

現在の住所を記載しなければならない場合に、その住所を相手に知られたくないときは以下の2つの手続の利用を御検討ください。

非開示希望

住所やその他の情報が相手に知られることで、あなたやご家族が社会生活を営むのに著しい支障が生じるおそれがあるなどと認められる場合に、相手からの閲覧謄写申請に備えて、**事前に、あなたの希望を申し出る手続**です。

●住所について非開示希望が認められても、調停成立や審判のときには、調停調書等に記載する住所の申告が必要です。その場合、相手に知られてもよい住所（例：夫婦間の事件における同居時の住所、実家等の過去の生活の本拠）を記載することができますが、裁判官から、現在の住所の申告を求められる場合があります。

●**非開示希望の手続は、申立書や答弁書以外の資料等に含まれる住所以外の情報についても利用できます**（あなたの勤務先やお子さんの学校名など）。

●**非開示希望を申し出るには、非開示の希望に関する申出書を提出してください。**

●裏付け資料の提出は原則として必要ありません。手数料等の負担はありません。

当事者間秘匿

あなたを特定する情報（あなたの氏名、本籍、住所等）が相手に知られることで、あなたが社会生活を営むのに著しい支障を生じるおそれがあるとき、**申立てにより、裁判所が秘匿の決定を行う手続**です。

●申立てには以下の①～④の提出が必要です。

① 秘匿決定の申立書

② 秘匿事項届出書面

③ あなたが社会生活を営むのに著しい支障が生じるおそれについての裏付け資料

④ 申立手数料 収入印紙500円

郵便切手(審判・調停と同時申立て) 500円×2枚

(上記以外) 500円×2枚、84円×3枚、5円×1枚

●申立てが認められた場合、

・申立書等に「代替氏名A」「代替住所A」などと記載することができます。

・相手が取消し申立てなどをすることがあります。

●申立てが却下された場合、申立人は、不服申立て（即時抗告）ができます（申立手数料等が別途必要です。）。

どちらの手続も、裁判官の判断により認められないことがあります。

2つの手続の適用場面やメリット・デメリットを踏まえて、自分にあった手続を自分で選ぶですね。

